

告示

埼玉県告示第八百八十号

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年埼玉県条例第四十四号）第九条の二第一項に規定する指定研修機関として、次の者を令和二年七月一日付けで指定した。

令和二年八月七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	住所
一般社団法人埼玉県浄化槽協会	埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目二番四号
一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	埼玉県さいたま市大宮区上小町千四百五十番地十一